

第 1 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成 2 9 年 7 月 2 6 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 5 1 分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 坂井 希千与

委員 篠原 光児 委員 小野 秀明

(2) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 中西 保美 他

4 議 題

(1) 審議事項

個人情報の提供の制限に関する例外事項について

(個人情報保護条例第 8 条「利用及び提供の制限」に関して)

(2) 報告事項

① 平成 2 8 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

② 委託契約書における特定個人情報の取扱いに関する規定について

(3) その他

個人情報保護条例の見直し等について

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 審議事項

個人情報の提供の制限に関する例外事項について

(個人情報保護条例第 8 条「利用及び提供の制限」に関して)

(事務局) 個人情報保護条例第 8 条において、実施機関は個人情報の目的外利用及び提供を制限されているが、第 4 号であらかじめ審査会の意見を聞いた上で、公益

上の必要があると認めることは例外的に可能であるとされている。当広域連合では、後期高齢者の医療給付が主たる業務であり、医療給付に係るレセプトデータを保有しているが、そのレセプトデータの提供について、過去3回の提供依頼があった。

1件目は平成26年、豊岡市が自治体共用型健幸クラウド事業に関して、ヘルスアップ事業等の健康増進事業の効果検証を行うため、豊岡市の後期高齢者医療被保険者の医療給付データの提供依頼。

2件目は平成28年11月、神戸市が在宅医療の推進を初めとした地域包括ケアシステムを構築するため、神戸市内の在宅医療の実態把握と地域医療の施策推進の調査研究の必要上から神戸市の後期高齢者医療被保険者のレセプトデータの提供依頼。

3件目は平成29年1月、神戸市が介護予防効果検証を行うに当たって、医療・介護・健康等のデータを一元管理し、分析評価、施策展開等を行うため、神戸市の後期高齢者医療被保険者のレセプトデータの利用の依頼。

いずれの案件についても、当審査会に諮問を行い、審議をいただき、公益上の必要性があるとの判断と、個人情報保護のための必要な措置についての意見をいただいた。

審査の過程において、審査会の委員から、今後、広域連合を構成する41市町から同種の申請があった場合の対応について、そのたびに審査会を開催するのか、一定のパターンを決めておいたほうがよいのではないかという意見をいただいた。そこで、今回、条例第8条第1項第4号の規定に基づく個人情報の提供の制限に関する例外事項について、類型を定めたいと考えている。

類型については、構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業(保健事業(健康増進事業)、介護保険事業、国民健康保険事業等)に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等のために、広域連合が保有するレセプトデータ等を当該市町に提供する場合で、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限るものとしている。

理由としては、市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業(保健事業(健康増進事業)、介護保険事業、国民健康保険事業等)は後期高齢者医療制度と相互に関連しており、これらの事業の調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等を行うことは、公益上の必要性が認められるためとしている。

今後、類型に当てはまるデータの提供依頼があった場合は、実施機関で提供可能との判断を行い、類型に当てはまるかどうか判断が難しいときは審査会に諮りたいと考えている。

- (会 長) ただいまの説明に関して、意見、質問はあるか。
- (委 員) 類型について、広域連合から提供する情報に関して、過去の事例を見ると提供したデータはレセプトデータと給付データということだが、「レセプトデータ等」という表現になると、提供することが可能な情報、つまりデータの範囲が明確ではない。具体的に、この「レセプトデータ等」とした理由と、この「等」の中に、今までの事例で提供データとして提供が求められなかったものが入ってくるのか。
- (事務局) 「レセプトデータ等」の「等」は、豊岡市へ提供した給付データを想定している。標準システムの中に、給付データというものがあり、それとは別に、各医療機関から国保連合会を通じて来るレセプトのデータがある。豊岡市に提供したのは、標準システムの中にある給付データ、神戸市に提供したのは、レセプトデータであった。
- 「レセプトデータ等」というのは、標準システムの給付データも含むという趣旨である。
- (会 長) ほかにどんなデータがあるかということも質問にあったかと思うが、今の話では、提供しているのはレセプトデータと給付データだけということか。
- (事務局) そうである。
- (会 長) 現実に、保有しているデータはどういうものがあるのか。
- (事務局) 個人の所得等、様々な情報があるが、市町も保有しているため、それらのデータを提供してほしいということにはならないと考えている。後期高齢者医療のレセプトデータ（給付データ）を、介護の情報や国保の情報等の市町の持っているデータと統合して利用しており、市町から求めがあるのは、レセプトデータないし給付データであると考えている。
- (会 長) ということは、レセプトデータ及び給付データとするよりも「等」で全部を表わしたということか。
- (事務局) そうである。
- (委 員) 条例の解釈の問題になると思うが、第8条第1項第4号であらかじめ審査会の意見を聞いた上でと規定されている。あらかじめというところの解釈として、この類型については、包括的にあらかじめ審査会の意見が出ているという扱いをされることになるのだろうと思うが、個別具体的に審査会の意見を聞くことが基本的には求められていると思う。それを包括的にあらかじめ承諾を与えるという運用ができるのか。
- (事務局) 当広域連合では行っていないが、他の地方自治体では、審議会に諮問をして、答申を得た上で、あらかじめ幾通りかの類型を定め、個別の案件について審査することを省略している事例がある。類型化については、他の審査会で既に例があるので、問題はないと考える。

- (会 長) 条例的に問題はないのか。
- (事務局) 問題はないと考えている。
- (委 員) 条件として、公益上の必要があると書いてあるが、この文言自体は、類型化の中には入れずに、理由のところに出てきている。これは類型化する場合の一つの大事な条件だと思うので、類型の定義の中に入れたほうがいいのではないか。
- (委 員) 第8条第1項第4号は、目的外使用を認める要件として、審査会の意見をあらかじめ聞くという要件と、公益上の必要があると実施機関が認めるという2つの要件があって、あらかじめ審査会の意見を聞いた上でという要件に関しての類型化で、公益上の必要性についての要件は常に個別の案件で実施機関で判断されるということか。
- (事務局) 最終的には、実施機関が公益上の必要があると判断するということだが、その前段階として、市町が行うこれらの事業は公益上の必要があることをこの場で確認していただいた上で、類型化に当てはまる個別の案件については公益上の必要があるということで提供するということである。
- (委 員) 過去の個人情報の目的外提供について紹介してある3件の承認理由に、「公益に資するものであると認められるので妥当である」という文言が一様に並んでいるが、最終的に認める際に、理由としてどのようにかわってくるのか。
- (事務局) こういう類型に当てはまるものについては、あらかじめ公益上の必要が認められるとしてはどうかという諮問だと理解をしている。この類型に当てはまるものは、公益上の必要があるので、個別の案件については、審査会の意見を要さないものとしたということ。
- (会 長) 今後、出てきたものが類型に分類されるということになれば、承認理由のところには公益に資するものであるという理由は書かなくてもいいということか。今までは類型化されていなかったもので、承認理由の中に必ずそれが入っていると。そうすると、今後來た案件が類型の中に入ることになると、自動的に承認されるということになるのか。そのときの理由としては、類型に入るからということだけであって、その後に公益に資するというものは要らない。なぜかという、類型そのものが公益に資するということがわかっている。
- (事務局) 類型化に当てはまる案件が出てきたときに審査会の意見は聞かないということにはなるが、類型に当てはまるということは公益上の必要性があるということで、広域連合が判断をして提供するということになる。承認書を出すときは「公益上の必要性があると認められるので承認する」ということになる。
- (委 員) この添付されている一覧表の承認理由は、最終的に広域連合で承認した理由が記載されているという理解でいいか。
- (事務局) 一覧表に記載しているのは、審査会の答申の承認理由である。

- (委員) 最終的に広域連合が公益上の必要性があるという判断をして承認するのはそのとおりだが、その前段階として、これまでは公益上の必要性があるので妥当であるという審査会の意見が出ていたところが、これからは審査会の意見を聞かずに省略するということになる。類型に当てはまるから、あとは公益上の必要性があるかどうかを広域連合のほうで判断すれば、もう自動的に承認されるということになり、今まで公益上の必要性があるから妥当であるとしていた審査会の意見が、もう聞かれないことになるということ。そこがどうなのか。
- (事務局) 類型に当てはまるかどうかの判断に迷う場合は、審査会にかけることになる。
- (委員) 先ほど出た意見は、この類型化の中に、一般的に見て、公益上の必要性があるとおおよそ認められる場合といった文言が入らなくていいのかということ。
- (委員) 3件が3件とも決まり文句で、最後に「公益に資するものであると認められるので妥当である」として判断を下してきた。それを類型化し、できるだけ審査会を開かなくてもいいという判断であれば、積み重ねてきたものを、類型の定義の中にもどこかに入れる必要があるのではないか。
- (会長) 私の解釈は先ほど申し上げたように、類型化に入れば、もう既に、その類型化そのものの自体が公益上の必要性が認められるということで、入った時点でもうそれでオーケーであるという解釈ではないかと思う。
- (委員) 3件が3件とも公益に資するものとして審査会として判断してきているから、そういうことをどこか類型の定義の中に盛り込めないか。
- (事務局) この類型の中に、最初のほうに入れるか、後のほうに入れるかは一度考えさせていただいたうえで、「公益上の必要性がある」といった文言を入れさせていただきたい。
- (会長) それでは、意見も出尽くしたようなので、審査会としての意見を取りまとめたいと思う。

まず、諮問書にある住民の健康を維持・増進させるための事業（市町が行う保健事業等）については、後期高齢者医療制度と相互に関連した事業であり、これらの事業の調査研究等を行うことは公益上の必要性があるということから、広域連合が保有するレセプトデータ等の個人情報の提供の制限に関する例外事項として扱うことは妥当であると考えられる。

したがって、本審査会の答申としては、諮問書にある類型に該当する事業については、今後、当審査会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、改めて当審査会の意見を求めること。

類型について。諮問書にあるように、構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等のた

めに、広域連合が保有するレセプトデータ等を当該市町に提供する場合。ただし、個人の識別がなければ、その目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合に限るとして、先ほどの議論にあったように、ここに公益上の必要性があるということを入れていただく。

理由について。市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）は、後期高齢者医療制度と相互に関連しており、これらの事業の調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等を行うことは、公益上の必要性が認められるため。

個人情報保護のため必要な措置として、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に破棄する等、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めることとしてはいかがか。

先ほどの修正部分は、どのようにすればいいか。

(事務局) 類型のところ、「公益上の必要がある」という理由を入れさせていただく。具体的な文言は検討させていただきたい。

(会長) それでは、答申案をまとめていただいている間に次をしたい。

(報告事項①の終了後に事務局が答申案を委員に配付)

(会長) それでは、今、配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げる。

1. 類型化について。次の類型に該当する事案については、今後、当審査会の意見を求める必要はないものとする。なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、改めて当審査会の意見を求めること。

2. 類型。公益上の必要から構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等のために広域連合が保有するレセプトデータ等を当該市町に提供する場合。ただし、特定の個人の識別がなければ、その目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

3. 理由。市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）は後期高齢者医療制度と相互に関連しており、これらの事業の調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等を行うことは、公益上の必要性が認められるため。

4. 個人情報の保護のために必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなく

なった個人情報 は 確 実 かつ 迅 速 に 廃 棄 す る 等 当 該 個 人 情 報 の 適 正 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 求 め る こ と。

(会 長) 類 型 の 中 に、「公 益 上 の 必 要 か ら」とい う 文 言 が 入 れ ら れ て い る と い う こ と に な っ た が、今、読 み 上 げ た 答 申 案 に つ い て、何 か 意 見 は あ る か。

(委 員) こ の 答 申 案 の 記 載 を こ の ま ま 読 む と、こ の 類 型 に 該 当 す る も の に つ い て は、審 査 会 の 意 見 を 求 め る 必 要 性 が な い、す な わ ち、審 査 会 の 意 見 を 聞 か な く て よ い と 解 釈 で き る。第 8 条 第 1 項 第 4 号 で あ ら か じ め 審 査 会 の 意 見 を 聞 い た 上 で と 規 定 さ れ て い る の で、こ の あ ら か じ め 審 査 会 の 意 見 を 聞 く と い う こ と は 省 略 す る こ と が で き な い。こ の あ ら か じ め 審 査 会 の 意 見 を 聞 い た 上 で と い う 要 件 に つ い て、審 査 会 に お い て 類 型 化 さ れ た も の に つ い て は、包 括 的 に 認 め る と い う 意 見 を あ ら か じ め 出 し て い る と 解 釈 す れ ば、個 別 具 体 的 な 事 案 に つ い て、審 査 会 の 意 見 を 求 め る 必 要 性 は な い。類 型 化 さ れ た も の は 包 括 的 な 承 諾 を 得 て い る と い う こ と で、形 式 的 に は 聞 い て い る と い う こ と に な る。こ の 類 型 化 に つ い て の 記 載 を も う 少 し 正 確 に 記 載 す る 方 法 は な い の か。

(事 務 局) こ の 場 で 議 論 し て い た だ い て い る の が、あ ら か じ め 意 見 を 聞 い た と い う こ と に な る と 考 え て い る。そ う い っ た 意 味 で 答 申 案 の 1 の と ころ に、包 括 的 に 審 査 会 の 意 見 を 聞 い て い る の で、個 別 の 案 件 に つ い て は 意 見 が 要 ら な い と い う 趣 旨 の こ と を 加 え たい。具 体 的 に は、一 つ は 包 括 的 に こ の 審 査 会 で あ ら か じ め 意 見 を 聞 い て い る と い う こ と、も う 一 つ は、個 別 の 案 件 に つ い て は、あ ら か じ め 審 査 会 で 議 論 し て い る の で、意 見 を 求 め る 必 要 は な い と い っ た 文 言 を 入 れ る と い う こ と に さ せ て い た だ き たい と 思 う が、よ ろ し い か。

(会 長) そ れ で は、修 正 を お 願 い し たい。

(報 告 事 項 ② の 終 了 後 に 再 度 事 務 局 が 答 申 案 を 委 員 に 配 付)

(会 長) そ れ で は、今、配 付 さ れ た 答 申 案 を 確 認 し たい と 思 う の で、事 務 局 よ り 修 正 部 分 だ け を 説 明 い た だ き たい。

(事 務 局) そ れ で は、1 の 修 正 部 分 の 答 申 案 を 読 み 上 げ る。

1. 類 型 化 に つ い て。あ ら か じ め 当 審 査 会 の 意 見 を 聞 き、包 括 的 に 承 認 し た も の と し て、次 の 類 型 に 該 当 す る 個 別 の 事 案 に つ い て は、今 後、当 審 査 会 の 意 見 を 求 め る 必 要 は な い も の と す る。な お、運 用 に 当 たり、類 型 に 該 当 す る か 否 か の 判 断 が つ き が たい 事 案 や 慎 重 な 取 り 扱 い を 要 す る 事 案 に つ い て は、改 め て 当 審 査 会 の 意 見 を 求 め る こ と。

(会 長) 今、読 み 上 げ た 答 申 案 に つ い て、何 か 意 見 は あ る か。

(委 員) 1 行 目 と 2 行 目 を 入 れ か え た ら ど う か。

私 の 意 見 は、単 純 に、次 の 類 型 に 該 当 す る 個 別 の 事 案 に つ い て は、あ ら か じ め 当 審 査 会 の 意 見 を 聞 き 包 括 的 に 承 認 し た も の と し て、今 後、当 審 査 会 の 意 見 を 求 め る 必 要 は な い も の と す る と い う こ と。

(委員) 「当審査会の意見を聞き」の次の「、」が要らないのではないか。別物に読めるので、「、」を省いたらいい。審査会の意見を聞き包括的に承認したものとしてというのが1文。

(会長) それでは、修正の部分だけ読み上げていただきたい。

(事務局) それでは、修正部分を読み上げさせていただきます。

次の類型に該当する個別の事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものとして、今後、当審査会の意見を求める必要はないものとする。

(委員) 「個別」は、後に入れたほうがいいと思う。

次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものとして、今後、個別に当審査会の意見を求める必要はないとする、と。

(会長) この答申案について、何か意見はあるか。

(全委員) 異議なし。

(会長) それでは、広域連合長への答申だが、今確認していただいた答申案の内容で、私と事務局で調整の上、作成してよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(1) 報告事項

① 平成28年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

(事務局) まず、情報公開制度の実施状況だが、平成28年度は請求がなかった。

次に、個人情報保護制度の運用状況だが、こちらは被保険者本人からの開示請求である。平成28年度は、請求件数が13件で、全てレセプトの開示請求であった。その処理状況は、開示が12件、部分開示が1件であった。部分開示の1件は、傷病名等の記載を不開示にする取り扱いについて、請求者が同意したものである。訂正請求・利用停止請求はなかった。

次に、診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の状況だが、こちらは、被保険者の遺族からの依頼に基づくものである。運用に当たっては、広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領に基づき行っている。平成28年度は、依頼件数が14件。そのうち開示が13件、部分開示が1件である。部分開示の1件は、一部医療機関のレセプト中、病名記載箇所のみを非開示にしたものである。

参考資料は、情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について、広域連合条例に基づき、ホームページ上に公表しているものである。

(会長) ただいまの説明に関して、意見、質問はあるか。

(質問・意見等なし)

② 委託契約書における特定個人情報の取扱いに関する規定について

(事務局) 本年1月にこの審査会において、この7月18日から始まったマイナンバーの国、地方公共団体間における情報連携、及びマイナポータルに伴う特定個人情報保護評価の第三者点検を実施していただいた。その際に、委託契約書の内容について、確認したい旨の意見をいただいたので、本日、報告をさせていただく。

概要については、資料2の1に記載させていただいており、先ほどご説明させていただいたとおり、7月18日から情報連携が始まり、一般の国民の方についても、マイナポータルを参照できるという状況になっている。

資料2の2に、情報連携開始に伴い追加した委託事項及び契約書について整理している。委託事項は、表の左欄に記載している委託事項6の中間サーバーにおける資格履歴管理事務、委託事項7の中間サーバーにおける情報ネットワークを通じた情報照会・提供事務、委託事項8の中間サーバーの運用・保守業務の3件である。

委託事項6（中間サーバーにおける資格履歴管理事務）については、兵庫県国民健康保険連合会に委託の上、国民健康保険中央会に再委託という形態をとっており、該当の契約書は別添資料の契約書①である。

委託事項7（中間サーバーにおける情報ネットワークを通じた情報照会・提供事務）、委託事項8（中間サーバーの運用・保守業務）は、社会保険診療報酬支払基金に委託をしており、契約書は別添資料の契約書②である。

契約書②については、第7条で特定個人情報の取り扱いという条があり、内容については同じ契約書の別紙2に詳細を委ねている。なお、ここの委託事務の3つについては、本年1月の審査会で審議いただいた契約の内容である。

今説明させていただいた契約書①、②については、厚生労働省が関係機関と調整し、当広域連合を含め他の広域連合や健康保険組合等の保険者が、この契約書に基づき、委託契約をしている。

資料2の3の契約書における特定個人情報の保護規定については、資料に記載している13項目について、各契約書に規定されている。この13項目についても、本年1月の第三者点検のときに説明させていただいた内容となっている。

規定内容について説明させていただく。

(1)の秘密保持義務については、契約書①では、第3条の第1項及び第2項に規定があり、契約書②では、別紙2の第2に規定されている。

(2) の事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止については、契約書①では、第3条第3項に項目が列挙されているほか、「特定個人情報等の取扱いについて定めた連合会及び中央会の特定個人情報等取扱規程を遵守する」との規定があり、詳細については、管理規程で定められている。契約書②では、別紙2の第8に規定されている。

(3) の特定個人情報ファイル取扱場所の限定と明確化については、契約書①では、先ほどの第3条第3項に、契約書②では、別紙2の第7に規定されている。

(4) の事業所内からの特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止については、契約書①では、第3条第3項及び第4条に、契約書②では、別紙2の第11に規定されている。

(5) の再委託の禁止については、契約書①では、第9条に、契約書②では、別紙2の第9に規定されており、再委託を一応禁止した上で、再委託ができる場合の要件が規定されている。

(6) の漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務づけについては、契約書①では、第3条第3項に、契約書②では、別紙2の第3第1項に規定されている。

(7) の漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任については、契約書①では第7条に、契約書②では、別紙2の第12に規定されている。

(8) の委託契約終了後の特定個人情報の返却または消去については、契約書①では第6条に、契約書②では、別紙2の第10に規定されている。

(9) の特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化については、契約書①では第3条第3項に、契約書②では、別紙2の第4に規定されている。

(10) の従業者に対する監督・教育については、契約書①では第3条第3項に、契約書②では、別紙2の第5に規定されている。

(11) の委託先への監査、立入調査については、契約書①では、第8条第4項に、契約書②では、別紙2の第13第1項に規定されている。

(12) のデータや書類の配送、授受、保管・管理方法については、契約書①では、第3条第3項に、契約書②では、別紙2の第6に規定されている。

最後に、(13)の契約内容の遵守状況についての報告の義務づけについては、契約書①では第8条第1項から第3項に、契約書②では、別紙2の第13第2項に規定されている。

(会 長) ただいまの説明に関して、意見、質問はあるか。

(質問・意見等なし)

(3) その他

個人情報保護条例の見直し等について

(事務局) 近年の情報通信技術の飛躍的な進展によって、ビッグデータの収集・分析が可能となっているが、特に、利用価値が高いとされているパーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題となっている。

国においては、個人情報保護法等を改正し、民間部門については、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を積極的に推進していくこと。また、行政機関個人情報保護法等の一部を改正し、国の行政機関等の保有する個人情報について、個人情報を加工して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、要配慮個人情報の定義を設けること等が規定された。さらに、官民データ活用推進基本法が公布・施行され、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくこととされた。

一方で、地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する検討会が総務省に設置され、法改正を踏まえた地方公共団体の個人情報保護条例の見直しの検討が円滑に行われるよう、改正に当たっての論点が整理されている。

本年の5月には総務省から個人情報保護条例の見直し等について通知が出されたところである。

検討会報告書では、個人情報保護条例の見直しの方向性についての、基本的な考え方として、地方公共団体は、個人情報保護法等の改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要とされている。

見直しに当たっては、以下に掲げる事項に留意することとされている。まず、個人情報の定義については指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当。個人識別符号の定義については、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当。行政機関個人情報保護法と同様に照合の容易性を要件とはしないことが適当とされている。

要配慮個人情報の取り扱いについては、要配慮個人情報の定義を設け、行政機関個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報と規定された情報を含めることが必要。個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当とされている。

非識別加工情報の仕組みの導入については、国の行政機関等における、匿名加工情報制度と同等の内容の非識別加工情報の仕組みを導入すること。加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当。審議会等は非識別

加工情報の取り扱いについて調査等ができることとすること。個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当とされている。

当広域連合の今後の対応についてだが、兵庫県あるいは、県内各市町、他の広域連合の動向を見ながら条例改正について検討を進めていきたいと考えている。

(会 長) 今後の予定はどうなっているのか。

(事務局) まだ時期については未定である。明らかになれば、直近の審査会で報告させていただく。

(会 長) 審議会等に諮問することが適当とあるが、当審査会とは何か意味が異なるのか。

(事務局) 国の検討会の報告書が審議会等という文言を使っているため、そのような表記としている。国の報告書では、個人情報保護条例の見直しについて、審議会等で非識別加工情報を作成する際の基準を審議すること等が書かれており、まだ、どこの地方公共団体も、条例の見直しは進んでいないと思われる。しかし、将来的には、国からの要請もあることから、非識別加工情報の仕組みを導入することが考えられ、その際には、審査会にあらかじめ諮らせていただくことになる。また、個人情報を匿名化する際の技術的な基準についても当審査会で審査していただくことになると考えている。

(会 長) 審議会、審査会とほとんど同じ意味ということか。

(事務局) そうである。

(委 員) 手続的には、どうなるのか。

(事務局) 最終的には地方公共団体がそれぞれ条例をつくり、議会で審議をした上でということになる。国の行政機関では、法律が施行されており、非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが導入されている。